令和３年6月1日

大阪府保育士等キャリアアップ研修のｅラーニングによる実施について

１　ｅラーニングの定義

　インターネットやＤＶＤ等による映像視聴により学習する方法

２　キャリアアップ研修においてｅラーニングを導入するにあたっての留意事項

* 対象者は、原則として、大阪府内在住者または大阪府内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所に勤務している者（勤務予定の者を含む）とすること。
* 集合型研修と同等の質を担保すること。
* ｅラーニングを導入する場合もグループ討議等の演習を集合研修（１５時間のうち３時間以上）で実施すること。
* 集合研修は、ｅラーニングによる研修の内容を踏まえて実施すること。
* ｅラーニング導入の研修実施機関は、受講確認の担保のための不正防止対策を取り、１５時間受講したことを確認すること。

３　ｅラーニングによる保育士等キャリアアップ研修の実施方法について

　大阪府においてｅラーニングによるキャリアアップ研修を行う場合、以下に掲げる要件を備えなければならない。

**（１）必須項目**

１５時間のうち３時間以上は集合して研修を行い、ｅラーニングによる講義の内容を踏まえたグループワーク、演習、講義のまとめなどを行うこと。

* 集合で行う研修について、受講者が相互に意見交換できることを条件とし、コミュニケーションアプリ等を活用したオンラインミーティング形式で実施することができる。ただし、オンラインミーティング形式に対応する環境を有さない受講者に対して、受講を妨げることのないよう配慮するとともに、これを理由として受講の申し込みを断ってはならない。

［修了の評価］

ｅラーニング及び集合研修受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得等について確認すること。なお、受講者のうち、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の認定を行わないことができる（現在の要綱と同じ）。

**（２）選択項目（研修実施機関において①～⑤を選択。複数組合せも可）**

① オフライン（ＤＶＤ視聴等）で対面による受講者管理を行い実施

　［実施条件］

* 対面により本人確認を行い、かつ、ＤＶＤ等を所定の時間視聴したことを研修実施機関が確認すること。

　② オフライン（ＤＶＤ視聴等）で園長が受講者管理を行い実施

　［実施条件］

* 保育所、認定こども園等園所において、ＤＶＤ等を所定の時間視聴したことを園長が記録、証明し、その記録及び証明書を研修実施機関が確認すること。
* 当該研修記録は１０年間保存すること。

③ オフライン（ＤＶＤ視聴等）で映像記録による受講者管理を行い実施

　［実施条件］

* ＤＶＤ等を所定の時間視聴したことを研修実施機関が貸出したレコーダー機器等に記録し、研修実施機関において保管すること。
* 視聴場所は問わない。
* 当該記録の保管期間は１０年とする。
* 当該記録は研修実施機関において管理・保管し、記録に基づき受講生が所定の時間の研修を受講したことを研修実施機関が確認すること。

④ オンライン（インターネットによる視聴等）で個人での実施

　［実施条件］

* インターネットでｅラーニングに係るシステムを作成する場合には、以下ⅰ及びⅱの不正防止策を複数取り入れ（ⅱ記載の所定の時間視聴したことを確認する機能の搭載は必須とする）、所定の時間視聴したことを研修実施機関において確認すること。
* 研修実施機関が行う不正防止策が適正かについては、大阪府において以下の基準に基づき個別に判断する。

　　ⅰなりすましの防止策をとること

　　　例：ＩＤ、パスワードの発行等による本人確認、webカメラによる顔認証など

　　ⅱ早回し等の防止策をとること（所定の時間受講したことを担保すること）

　　　必須項目：視聴ログの管理機能搭載

例：動画早送り禁止機能搭載、一定時間毎（１５～３０分程度）で再度操作を必要と

する、又は確認問題を行う等の機能の搭載など

　　［その他］

「保育士等キャリアアップ研修のｅラーニング等による実施方法について」（平成31年４月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。以下「国ガイドライン」という。）議論のとりまとめ（概要）４頁記載の不正防止策のうち、効果が低いとされているもののみでは認めず、効果が中程度以上のものを組み合わせること

　⑤ オンライン（インターネットによる視聴等）で複数人での実施

　［実施条件］

上記①（研修実施機関による対面の本人確認・受講確認）、②（園所で視聴し園長が確

認）又は③（映像記録の確認）の方法により受講確認を行うこと

４　その他

* 「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年４月１日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）及び国ガイドラインに基づき実施する。
* 集合研修実施会場は大阪府内とする。ただし、ｅラーニングの受講場所は問わない。
* アクティブラーニングの手法を取り入れ、受動的に受講するのみとならない研修を構築することが望ましい。